

さかいっこひろば

こどもとその保護者が集い、憩い、交流し、学べる場です。子育てに関する相談や情報提供も行っています。「赤ちゃんのお部屋(授乳室・おむつ替え室あり)」や「絵本のお部屋」などで楽しく過ごす『つどいの場』と遊具を使って体を動かして遊ぶ『あそびの場』の2つのエリアがあります。心理士などの専門スタッフにこどもの発達や子育てに関するさまざまな悩みを相談することもできます。(P.11)

問合せ ▶ TEL 275-7601 FAX 275-7609

開館日時	毎日 10:00～17:00 ※12月30日～1月3日およびジョルノ休館日は休館
対象者	12歳以下のこどもとその保護者(利用料無料) ※こどもだけ・大人だけの利用はできません。 ※ご利用にはこども一人ずつに利用登録が必要です。



堺市ホームページ「さかいっこひろば」



いこう・学ぼう・遊ぼう(公的施設)

名称	所在地	TEL・FAX	概略
フォレストガーデン	南区釜室188-1他	289-7139 みんなの里山倶楽部事務局	園内の里山を散策して自然と親しんだり、市民農園を借りて野菜などの栽培を楽しんだりできます。
堺・緑のミュージアム ハーベストの丘	南区鉢ヶ峯寺2405-1	TEL 296-9911 FAX 296-9920	パン作りや動物とのふれあいなど、自然や農業をテーマとした多様な体験ができる農業公園です。また、四季折々の花や里山でのゆとりとやすらぎを感じることができる多様な風景があります。
青少年センター	堺区柳之町西1丁3-19	TEL 229-5120 FAX 228-5244	文化活動、スポーツ活動、野外活動等、青少年のさまざまな学習機会と交流の場を提供しています。
青少年の家	南区片蔵32	TEL 292-0010 FAX 292-3825	
堺市立ビッグバン	南区茶山台1丁9-1	TEL 294-0999 FAX 294-0998	雨の日も1日中楽しめるこどもの「あそび」の空間。 1階の無料エリアでは、幅広い年齢を対象とした楽しいおもちゃや絵本をご用意しています。 有料エリアには高さ53mの巨大ジャングルジムや大きなワニの遊具等、たくさん「あそび」が待っています。
千の夢きらめく堺星空館 (プラネタリウム)	中区深井清水町1426 ソフィア・堺 内	TEL 270-8110 FAX 270-8119	光学式投影機と全天周デジタル投影機により、美しい星空や天の川をリアルに再現し、鮮やかで迫力ある映像で宇宙空間を体感できるこどもから大人まで楽しめる番組を投影しています。
天体観測室			大阪府内最大級の60cmの天体望遠鏡があり、第1・3・5土曜日に夜の天体観測会、第4土曜日に昼の天体観測会を実施しています。
教育センター		TEL 270-8120 FAX 270-8130	教科書センターを設けています。

体育館

名称	所在地	TEL・FAX	概略
大浜だいしんアリーナ・だいしん大浜武道館 (大浜体育館・大浜武道館)	堺区大浜北町5丁7－1	TEL 225-4421 FAX 225-4425	親子でも参加できるさまざまなスポーツの教室を開催しています。
原池公園体育館	中区八田寺町320	TEL 278-1004 FAX 278-1044	
初芝体育館	東区野尻町221－4	TEL 285-0006 FAX 285-7318	
家原大池体育館	西区家原寺町1丁18－1	TEL 271-1718 FAX 271-1793	
鴨谷体育館	南区鴨谷台2丁4－1	TEL 296-1717 FAX 294-1766	
金岡公園体育館	北区長曽根町1179－18	TEL 254-6601 FAX 251-0509	
美原体育館	美原区多治井878－1	TEL 361-4511 FAX 361-4513	
美原B＆G海洋センター	美原区阿弥377－1	(美原体育館)	
美原総合スポーツセンター	美原区小平尾1141－1	TEL 369-0577 FAX 369-0576	

妊娠に
関すること

出産された
皆さんに

あなたの子育て
に

子育てを
楽しみましょ

小学校
入学にむけて

緊急時のこと

外国人の方
のために
日本語・English・
English・Thai (VISA)



いこう・学ぼう・遊ぼう(公的施設)

図書館

名称	所在地	TEL・FAX	概略
中央図書館	堺区大仙中町18-1	TEL 244-3811 FAX 244-3321	赤ちゃん絵本をはじめ、読み物や図鑑など、さまざまなこども向けの本をとりそろえているほか、子育ての不安や悩みの解消に役立つ本も置いてあります。 また、おはなし会など、こども向けの行事も定期的実施しています。 ※青少年センター図書室では、おはなし会など、こども向けの行事は実施していません。
堺市駅前分館	堺区田出井町1丁1-300 ベルマージュ堺 内	TEL 222-0140 FAX 222-0158	
中図書館	中区深井清水町1426 ソフィア・堺 内	TEL 270-8140 FAX 270-8149	
東百舌鳥分館	中区土塔町2363-23 東百舌鳥公民館 内	TEL 234-9600 FAX 235-8010	
東図書館	東区北野田1077 アミナス北野田 内	TEL 235-1345 FAX 236-1517	
初芝分館	東区野尻町221-4 初芝体育館 内	TEL 286-0071 FAX 286-0091	
西図書館	西区鳳南町4丁444-1	TEL 271-2032 FAX 271-3002	
南図書館	南区茶山台1丁7-1 泉ヶ丘市民センター 内	TEL 294-0123 FAX 298-0597	
梅分館	南区桃山台2丁1-2 梅文化会館 内	TEL 296-0025 FAX 296-0034	
美木多分館	南区鴨谷台2丁4-1 鴨谷体育館 内	TEL 296-2111 FAX 296-2151	
北図書館	北区新金岡町5丁1-4 北区役所 内	TEL 258-6850 FAX 258-6851	
美原図書館	美原区黒山167-14	TEL 369-1166 FAX 369-1168	
船松人権歴史館 人権資料・図書室	堺区協和町2丁61-1 人権ふれあいセンター (あいてらす堺) 内	TEL 245-2534 FAX 245-2535	
青少年センター図書室	堺区柳之町西1丁3-19 青少年センター 内	TEL 228-6331 FAX 228-5244	
図書館カウンター堺東	堺区三国ヶ丘御幸通154 ジョルノ 内	TEL 232-1011 FAX 232-1012	本の返却と予約資料の受け取りができます。 ※閲覧用の本や雑誌はありません。



各区で子育てマップを作成しています!

子育ての相談窓口、緊急時等の医療情報、保育施設や子育てひろば、子育てサークル・サロンなどの子育て情報が掲載されています。(※区により掲載の内容は異なります)
各区の子育て支援課にて配布(堺区は配布なし。ホームページ上で掲載)しています。ぜひご活用ください。



認定こども園などのこと

認定こども園・保育所などについて

保護者の就労や病気などにより保育の必要性を認定されたお子さんをお預かりします。また、認定こども園・保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業(以下「認定こども園など」)ではこどもの発達にあわせた教育・保育内容を展開し健やかな心身の成長を促します。

なお、認定こども園などの利用にあたっては、保護者の申請により保育の必要性に応じた認定を受けていただく必要があります。

〔保育時間〕

市が認定する保育の必要量(「保育標準時間」または「保育短時間」)を上限として、保護者の就労時間や家庭の状況などを考慮し施設長または事業者が定めます。なお、各認定こども園などにおいて延長保育(有料)も実施しています。

〔認定こども園など保育料〕

世帯の所得やお子さんの年齢によって異なります。なお、国制度によるきょうだい軽減のほか、市独自のきょうだい軽減の制度を設けております。(幼児教育・保育の無償化の制度の概要についてはP.19参照)

問合せ ▶ 各区子育て支援課

地域の子育て支援も行っています

認定こども園・保育所では、入所しているこどもだけではなく、地域の子育てを支援するため、園庭開放や子育てに関する情報発信を行っています。

また、ご家庭での育児が困難なときに利用できる一時預かり事業など(P.9参照)も行っています。

こどもの成長・発達や健康、食事、遊びなど、乳幼児の子育てに関する様々な相談にも応じています。

問合せ ▶ 各認定こども園・保育所

小規模保育事業について

小規模保育事業では、定員6人から19人までの比較的小規模な環境で保育を実施しています。0~2歳児が対象です。

問合せ ▶ 各小規模保育事業

特区小規模保育事業について

特区小規模保育事業では、定員6人から19人までの比較的小規模な環境で保育を実施しています。主に3~5歳児が対象です。

問合せ ▶ 各特区小規模保育事業

家庭的保育事業について

家庭的保育事業では、家庭的保育者が、その自宅などの家庭的な雰囲気の中で保育を行っています。定員5人で、0~2歳児が対象です。

問合せ ▶ 各家庭的保育事業

事業所内保育事業について

仕事と子育ての両立を支援するため、企業の従業員のこどもを保育する施設です。従業員のこどもだけでなく、地域のこどもも受け入れています。

問合せ ▶ 各事業所内保育事業

企業主導型保育事業について

認可の保育施設と同水準の基準を満たし、国の助成を受けて運営する認可外保育施設です。企業の従業員のこどもを保育する施設ですが、地域のこどもも受け入れています。それぞれの施設で対象年齢、利用料、開園時間などを設定し、保育を行っています。

問合せ ▶ 各企業主導型保育事業

幼稚園のこと

幼稚園は**学校教育法に基づいた教育施設**です。

対象は、市立幼稚園は3, 4, 5歳児で3年保育です。

私立幼稚園は3, 4, 5歳児で3年保育ですが、満3歳から利用可能な幼稚園もあります。

また、教育時間は、おおむね4時間となっていますが、長時間保育を行っている幼稚園もあります。

詳しくは、入園を希望する幼稚園へお問い合わせください。

入園手続きについて

市立幼稚園の**令和8年度入園願書配布は令和7年9月から、受付は令和7年10月から**です。また途中入園も定員に余裕があれば随時受け付けています。詳しくは、市立幼稚園または能力開発課にお問い合わせください。私立幼稚園については、入園を希望する幼稚園へ直接お問い合わせください。

問合せ ▶ 各幼稚園
能力開発課

幼稚園の保育料について

市立幼稚園の保育料は、無料です。その他費用については、入園を希望する幼稚園へお問い合わせください。

私立幼稚園の入園料・保育料・保育内容などについては、入園を希望する幼稚園へ、保育料に対する助成制度については、幼児政策課へお問い合わせください。
(幼児教育・保育の無償化の制度の概要はP.19参照)

問合せ ▶ 学務課・幼児政策課

認定こども園・保育所・幼稚園などの施設情報をお探しの方へ

▼QRコードを読み込むと



- ・認定こども園・保育所・幼稚園など施設の一覧
- ・各施設のパンフレット
- ・各施設の紹介動画
- ・子育て応援マップ

を見ることが出来ます！

ぜひ、ご活用ください！



ワンポイントメモ ~認定こども園などの利用にあたって~

・保育施設は立地や保育方針、園児の人数など様々です。事前に希望する園へ保育内容を確認しておきましょう。確認のポイントは右のQRコードを参照してください。

・利用する園が決まったら、最初の面接時に母子健康手帳を持参してください。家庭でのお子さんの様子や健康状況、乳幼児健診の結果などを入所先の園と共有し、園と一緒にお子さんの育ちを見守りましょう。



妊娠に
関する
こと

出産
された
に
皆さん

あなた
の子
育て
に
あ
ら
ま
す

子
育
て
を
し
ま
し
よ
う

小
学
校
入
学
に
む
け
て

こ
の
こ
の
安
全
と
緊
急
時
の
こ
と

外
国
人
の
方
の
た
め
に
日
本
語
・
E
n
g
l
i
s
h
・
E
x
p
l
a
n
a
t
i
o
n
a
l
L
a
n
g
u
a
g
e

幼児教育・保育の無償化について

3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯のお子さんが対象になります。(認可外保育施設などについては、保育の必要性の認定を受けた場合に限りです。)また、令和5年度より、市独自の取組として、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子以降の保育料を無償にしています。

認定こども園、幼稚園(新制度)、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用することも

- ・無償化にあたって、手続きは不要です。
- ・無償化の期間は、小学校入学前の3年間(3歳児クラスから5歳児クラス)です。ただし、認定こども園(教育利用)、幼稚園を利用する場合は、満3歳から無償となります。
- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
- ・0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんについては、市町村民税非課税世帯または第2子以降を対象として無償となります。

私学助成幼稚園を利用することも

- ・無償化の対象となるための認定を受ける必要があります。
- ・無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までです。
- ・入園料・保育料に対し、月額25,700円まで無償となります。
- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

幼稚園、認定こども園(1号認定)の預かり保育を利用することも

- ・無償化の対象となるために、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
 - ・保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育についても利用料が無償となります。
- (上限額)
- ・日額450円×利用日数
 - ・1か月に26日以上利用する場合
- 3歳児クラスから5歳児クラス:月額11,300円
満3歳児(非課税世帯または第2子以降):月額16,300円

認可外保育施設などを利用することも

- ・無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所などの認可施設や企業主導型保育事業と併用している場合、認可外保育施設などの利用料は原則無償化の対象外となります。
- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでのおさんは、月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの市町村民税非課税世帯または第2子以降のおさんは月額42,000円までの利用料が無償となります。
- ・対象となる施設・サービスは次のとおりです。
認可外保育施設、一時預かり事業、ベビーシッター、ベビーホテル、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

就学前の障害児の発達支援を利用することも

- ・無償化にあたって、手続きは不要です。
- ・3歳児から5歳児までのお子さんで、障害児の発達支援(児童発達支援、保育所等訪問支援など)を利用するお子さんの利用料が無償となります。
- ・利用者負担以外の費用(医療費やおやつ代などの実費)は、保護者の負担です。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所などと併用する場合も、ともに無償化の対象となります。



【問い合わせ先】

- 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、預かり保育事業、認可外保育施設、その他のサービスなどの無償化に関すること
子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課 TEL:072-228-7173
- 障害児支援(児童発達支援、保育所等訪問支援など)の無償化に関すること
健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 TEL:072-228-7510

【保育の必要性の認定に関する問い合わせ先】

堺区子育て支援課	TEL:072-222-4800	中区子育て支援課	TEL:072-270-0550
東区子育て支援課	TEL:072-287-8198	西区子育て支援課	TEL:072-343-5020
南区子育て支援課	TEL:072-290-1744	北区子育て支援課	TEL:072-258-6621
美原区子育て支援課	TEL:072-341-6411		